

障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム
報告書

～東京大会のレガシーを基盤とした、
スポーツを通じた共生社会の構築に向けて～

令和4年8月
文部科学省

はじめに

東京 2020 パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という。）により、障害者スポーツは国民の大きな関心を集め、障害の有無に関わらず、様々な立場にある人々が個々の力を発揮できる社会の実現に向けた機運が醸成された。大会のレガシーでもあるこうした機運を一層高め、また、本年 3 月に策定された第 3 期スポーツ基本計画（令和 4 年 3 月 25 日）の方向性も踏まえ、障害者スポーツ振興を通じた共生社会を実現していくためには、東京大会の成果や取組を一過性のものとせず、引き続き、アスリートの強化や一般の人々も含めた障害者スポーツの普及を進めていく必要がある。

これらを推進するため、今後の障害者スポーツの普及や強化の在り方、さらには、普及や強化を行う競技団体や地方公共団体等の在り方について、高橋文部科学大臣政務官を座長とした「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に令和 4 年 6 月設置し、現行の関係施策の整理や関係団体へのヒアリング等を行いながら議論してきたところである。

今回は、上記検討チームにおける議論及び 2030 年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえて、中長期的な施策の展開も視野に、当面、国が取り組む具体的な施策を中心に、障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等へのメッセージも含めてとりまとめたものである。

1. 障害者スポーツ振興に向けた基本的な考え方

- 一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発は、人々の障害者スポーツに対する意識の変化を引き起こし、共生社会の実現に寄与するものである。東京大会は、「オリ・パラ一体」がキーワードとしてあげられ、選手同士の交流や双方の競技等への理解が進んだことに加え、国民にとっても、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。

- スポーツを通じて多様な人々と様々な境界等を越えて交流をできるような環境づくりや共生社会の実現に向けたこれまでの取組を更に推し進めつつ、既存の区別や整理の仕方を所与の前提として固定的に捉えるのではなく、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しむ社会の実現を目指し、環境の整備や機運の醸成をすることが重要である。

- このような障害者スポーツの振興を通じた共生社会の実現のため、障害者スポーツの特性や既存の行政システム、スポーツ団体の在り方を踏まえつつ、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ともにする」スポーツとしての「ユニバーサルスポーツ」の考え方のもと、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係機関が十分に連携し、各施策を推進していくことが重要である。
- さらに、2024年に兵庫県神戸市で開催される世界パラ陸上競技選手権大会、2026年に愛知県・名古屋市で開催されるアジアパラ競技大会や、2025年夏季デフリンピックの東京招致、2030年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえ、計画的に施策を推進する必要がある。

2. 具体的な施策の展開について

(1) 障害者スポーツの普及の在り方

<現行の取組>

- 第3期スポーツ基本計画の目標である、週1回以上のスポーツ実施率40%以上等の達成に向け、障害者スポーツ特有の障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消とともに、障害のある方とない方がともにスポーツをする機会の創出に取り組んでいる。

<関係団体ヒアリングで出た主な意見>

- 障害者スポーツセンターの設置については、現在18都府県にとどまっている。2030年までに全都道府県に設置されるべき。
- 競技力向上のアプローチだけでは応援してくれる人が増えない。いかに競技が面白く、各分野にもたらす影響があるか、理解してもらう必要がある。例えば、観光地でのイベント開催など、様々な普及活動をすることで、競技認知度が向上した。また、競技への支援の新しい形として、競技を通してともにインクルーシブな社会について考え行動するコミュニティを形成するなどの取組を行っている。
- スポンサーとなってくれる企業の社員等に障害者スポーツに関わってもらうことで、障害者への理解促進、共生社会の実現につながる。
- 障害者のスポーツ施設やスポーツ活動へのアクセシビリティが依然課題。傷、安全の観点から施設利用を断られる。地方公共団体や施設とタッグを組んで地方のパラアスリートがスポーツをできる環境を整えていくことが大切。

<今後の方向性>

- 障害者スポーツの普及に当たっては、障害の有無に関わらず、ともにスポーツに取り組むという共生社会の理念を柱に据えるとともに、引き続き、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、場にとらわれないスポーツの推進やDX等の活用も含め、多面的に取り組む必要がある。

<対応する方策>

- 障害者スポーツセンターは、障害者にとってスポーツを実施する拠点となるだけでなく、障害者スポーツ指導者等関係者の活動拠点や車いす等持ち運びが困難で保管場所の確保が難しい用具の保管場所となり、また、情報拠点にもなる等、障害者スポーツの普及に関する様々な機能を有する施設であり、都道府県ごとに障害者スポーツセンターが設置されていることが望まれる。
- 東京大会のレガシーとして、都道府県等に対して、各地域における障害者スポーツの拠点となる障害者スポーツセンターの整備を促す。あわせて、障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、有識者・関係者の意見等を踏まえて、指針を示すとともに、整備に関する目標を明示する。さらに、障害者スポーツセンターの整備に向けた地方公共団体への支援の充実等を図る。
- ユニバーサルスポーツの観点から、障害の有無に関わらず、また場の制約にとらわれず、ともにスポーツを楽しむ機会の創出を、障害者スポーツ団体、地方公共団体及び民間企業等が連携して、持続可能な形で推進する体制を構築する。
- 引き続き、スポーツにアクセスが困難な障害者の多様な課題を把握し、解決のための具体的な取り組みを加速させるため、課題の把握から解決までを自立的に取り組む体制の構築、人材育成を推進する。特に、ICTを含めた最新の技術を、柔軟かつ迅速に活用することを容易にする体制の構築に重点的に取り組む。
- 障害者スポーツの指導者の確保のため、一般のスポーツ指導者に対する障害者スポーツ指導者講習の実施を進める。
- 障害者スポーツを支える人材を持続的に確保するため、地方公共団体や障害者スポーツ団体等によるボランティア活用の取り組みを支援する。
- 障害者スポーツに必要な用具や用具を保管する場所の不足、用具の輸送体制など、障害者スポーツ環境の整備について、引き続き、課題を把握しながら着実に取組を進める。その際、障害者スポーツの普及の拠点を各地域に整備する観点から、地方公共団体や障害者スポーツ団体と連携して、計画的に進める。

- 地方公共団体や障害者スポーツ団体等の関係者が障害者スポーツに関する取り組みを行う際には、ユニバーサルスポーツの観点から、障害の有無に関わらず、ともにスポーツを楽しむ機会を創出すること、また、団体間の連携体制の構築や資金・人材の交流などを通じて、持続可能な取組となるように進めていくことが望まれる。
- スポーツにアクセスすることが特に困難とされる重度障害者のスポーツの実施状況や課題等について把握を進める。その際、介助者や家族など、関係者の状況や認識についても十分留意する。
- 障害者のスポーツ施設やスポーツ活動へのアクセシビリティについては、依然として課題が存在する。施設管理者や実施主体に対して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和 4 年法律第 50 号）の趣旨の周知徹底や、体育館の車いす利用等を不当に制限することの無いよう誤解の解消等に取り組むとともに、地方公共団体においても各法の趣旨を踏まえた対応がされるよう促す。

(2) パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化の在り方

<現行の取組>

- 強化については、オリンピック競技とパラリンピック競技への支援内容に差を設けないオリ・パラ一体の強化を前提としながら、中央競技団体（NF）が策定する中長期の強化戦略プランの実効化の支援、選手強化活動やコーチ設置への支援を実施。また、ナショナルトレーニングセンター（NTC）の拡充を図るとともに、競技用具・トレーニング方法等に係る研究に取り組んでいる。
- 発掘・育成については、毎年、全国各地で基礎測定会を開催し、未来のトップアスリートを発掘するとともに、NF における育成プロセスに繋げる「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト（J-STAR プロジェクト）」を実施。また、スポーツ振興くじ助成を通じて都道府県や NF における発掘・育成事業を支援している。

<関係団体ヒアリングで出た主な意見>

- クラス分けセンターの整備は急務ではないか。

<今後の方向性>

- アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、これまで実施してきた国の支援策を継続的に実施していく一方、我が国におけるクラス分け機能の強化等今後早急に対策を講じるべき分野への取組を強化する。また、特に発掘・育成段階は地方公共団体やパラリンピック競技団体等の連携による地域の環境整備を進める必要がある。

<対応する方策>

- パラリンピック競技団体のコーチ・スタッフ配置に係る支援をオリンピック競技団体と同等の割合まで引き上げるとともに、国際競技大会派遣への支援を拡大させることにより、パラリンピック競技団体の日常的な選手強化活動の充実を図る。
- 障害者スポーツに特有のクラス分けについては、競技成績への影響が大きく、我が国のクラス分け機能の強化が急務であることから、日本パラリンピック委員会（JPC）において令和4年度から着手している国内クラス分けセンターの在り方に関する調査結果等を踏まえ、令和5年度以降に具体化に向けた取組を進める。
- パラアスリートの発掘でこれまでの成果を上げてきた「J-STAR プロジェクト」については、引き続き取組を進めるとともに、その効果を最大化するため、競技団体や地方公共団体が実施する発掘事業との連携の充実を図る。
- 現状オリンピック競技中心である地方公共団体の発掘事業について、パラリンピック競技団体、都道府県障害者スポーツ協会、都道府県体育・スポーツ協会による連携モデルを構築することにより、地方公共団体のパラリンピック競技選手発掘事業を支援、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境の整備を進める。
- オリンピック競技と同様、パラリンピック競技においても体系的なアスリートの発掘・育成・強化を進めるため、各NFによるアスリート育成パスウェイ（※1）のモデル構築を支援し、パラリンピック競技における同パスウェイ導入を進める。
- パラアスリートが地域において適切な医・科学支援を受けられるよう、都道府県等が設置するスポーツ医・科学センター（※2）を中心に関係機関の連携による支援体制の構築に取り組む。

（※1）独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、「子どもがスポーツに触れてからトップアスリートになるまでの道すじ」と定義。

（※2）都道府県を始めた地方公共団体が設置する地域においてアスリートへの医・科学サポートを実施する機関。

(3) 障害者スポーツ団体の在り方

<現行の取組>

- パラリンピック競技団体については、オリンピック競技と同一の団体は3団体に過ぎず、競技毎に団体が存在し、競技によっては障害種別に異なる団体が存在。団体の規模は、小規模なものが多く、総収入5,000万円以下の団体が6割を占め、職員数のうち有給スタッフ数は、ほぼ全ての団体が10人以下であり、3人以下の団体が6割を占める。専用事務所を保有してない団体も多く、日本財団パラスポーツサポートセンターにより共同オフィスやバックオフィス機能の提供が行われている。

- オリ・パラが統合している国際競技団体（IF）は11競技（※3）あり、国内オリンピック委員会とパラリンピック委員会が統合している国は4か国（※4）。

（※3）アーチェリー、カヌー、カーリング、自転車、卓球、テコンドー、テニス、トライアスロン、馬術、バドミントン、ボート
（※4）アメリカ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ

- 令和4年度より、競技団体間の連携・統合を含め、経営力強化を図るための取組に対する財政支援を実施している。

<ヒアリングで出た主な意見>

- SDGs等の新しい価値も取り入れ、協賛価値をつくっていく必要がある。そのために、経営感覚に優れ、パラスポーツに熱い思いある役員の登用が求められる。

- 東京大会後、スポンサー企業の考え方に変化。今までは支援する選手や代表が強くて、メディアに露出してくれればよいという考え方だったが、その競技団体とともにどのように社会の課題を解決するかというところへ重心がシフトしており、パラ団体にとって有利になっている。

- IFが統合されていることがオリ・パラ統合の前提となる。統合のメリットとしては、育成・強化面における効果のほか、補助金等手続きの効率化、またマーケティングを一本化することによる企業への高い訴求力。さらに、健常者のスポーツだけでは醸成が困難な多様性に係る価値観を関係者が得られることがあげられる。一方で団体統合の大きな障害としては、助成金が減額される可能性があることと役員数が減ること。また、スポンサー企業の重複等が考えられる。

- 各都道府県障害者スポーツ協会は、4～5人体制となっている協会が多い。予選会、大会の派遣、指導するだけで手がいっぱい、障害者が日常的にスポーツを行うような環境を整えるまで手が回っていないという現状がある。それらの基盤の強化が求められる。

<今後の方向性>

- 共生社会の実現に向け、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものと捉えるとした前述の理念を踏まえるとともに、競技活動の充実や持続可能な団体運営を図っていく観点から、競技の共通性や親和性の高い団体間の統合も視野に入れた連携の促進に取り組む必要がある。

<対応する方策>

- 組織基盤が脆弱な障害者スポーツ団体の経営力強化のための支援を拡大する。民間企業等と連携して団体運営のノウハウを持った人材の確保を促すなど、障害者スポーツ団体の運営に参画する人材の流動性を高める。また団体の自主的なスポンサーの確保や地方公共団体のまちづくりと連携した活動拠点の整備等の取組を促進し、団体の運営の持続性を高める。
- 民間企業等においては、SDGsの取り組み等社会課題を共に解決するパートナーとして障害者スポーツ団体と連携・協働をすること、障害者スポーツの持つ価値を引き出し障害者スポーツ団体と共にビジネスを展開すること、組織基盤が脆弱な障害者スポーツ団体の経営を支援するための人材交流を進めていくこと等が期待される。
- 国は、民間企業等による障害者スポーツ団体との連携・協働や支援の取組が進むよう、環境整備を進める。
- 東京大会で掲げられた「オリ・パラ一体」の理念のもと、競技特性やI Fの在り方等の事情を十分に考慮した上で、オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携環境の整備を進める。具体的には、団体に対する組織基盤強化支援を引き続き実施する他、団体間で現状行われている連携の取組の強化に向けて、団体毎の課題等の洗い出しを進める。また、団体が統合した場合に機械的に強化費が削られないようなスキームを検討する。
- 地域における障害者スポーツ支援の充実のため、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携を進める。

(4) 地域における障害者スポーツの推進体制の在り方

<現行の取組>

- 第3期スポーツ基本計画の目標である、週1回以上のスポーツ実施率40%以上等の達成に向け、障害者スポーツを普及する地方公共団体等の地域の推進体制の整備に取り組んでいる。
- 他方、都道府県において国と同様にスポーツ部局が障害者スポーツを所管している割合は約4割に留まっている。

<ヒアリングで出た主な意見>

- スポーツ・福祉・医療健康・教育の連携度合に地域差がある。リハビリの期間が決まっているため、自立前に退院しなければならない方もいる。そういう方はスポーツを始められない。
- 行政と関係団体で会議体をつくって、定期的な意見交換をするよう呼び掛けている。効果としては、福祉団体のニーズを吸い上げて事業を実施するため、障害者が参加しやすいものになる。利用者側にとっては、スポーツ指導者や理学療法士が運動の効果等を伝えてくれるため興味がわき、運動習慣の定着につながる。
- 地域における関係者の連携を進めるために、高いコミュニケーション能力を持つコーディネーターを配置すべき。

<今後の方向性>

- 障害者スポーツの所管が福祉部局であり、かつ、福祉部局とスポーツ所管部局の連携ができていない地方公共団体では、障害者スポーツを主に福祉の観点から実施するため、競技力の向上や普及の観点が必ずしも十分でないことが多い。このような地方公共団体が全体の半数近くあり、**地方公共団体の推進体制を整備する必要**がある。
- また、障害者スポーツに初めて触れる場所が病院やリハビリ施設等の医療機関や特別支援学校等の教育機関であることも多く、**医療・教育等の関係者との有機的な連携も深める必要**がある。

<対応する方策>

- 障害者スポーツの普及・発掘・育成・強化等を各地域で進めていくため、地方公共団体におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育の各部局の連携を促すとともに、地域のスポーツ団体、福祉団体、特別支援学校等の関係機関の連携体制の構築に取り組む。具体的には、国の支援事業においては、地方公共団体内の各部局が連携した協議体の設置を求めるとともに、コーディネーター人材を積極的に活用し、体制が未整備な都道府県等の解消を計画的に進める。

- 地方公共団体においては、スポーツ・福祉・医療健康・教育の各部局の連携を促進するとともに、国の支援事業の積極的な活用等により、地域のスポーツ団体、福祉団体、特別支援学校等の関係機関の連携体制を計画的に整備することが望まれる。

(5) その他

- 特別支援学校中学部等を含めた運動部活動の地域移行に向けて、運動部活動の状況を含めた生徒のスポーツ機会の実態や、広域から通学する場合もある生徒の実態等を踏まえ、その実態に即した移行が行われるよう、広く障害者スポーツに係るリソースも積極的に活用しつつ、人材の育成や、地域の体制整備を図る。

- 特別支援学校に在籍する生徒のスポーツ参画を促進するため、競技団体や校長会等と連携し、引き続き、適切な大会の在り方に留意しながら、大会の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

おわりに

以上は、障害者スポーツ振興に向けて、国が中長期的に取り組むべき施策と当面必要となる取組、また障害者スポーツの関係者に向けたメッセージをまとめたものである。スポーツを通じた共生社会の実現のためには、ここに記載された内容やメッセージも踏まえ、障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係機関、また、障害者スポーツ指導者、ボランティア等、障害者スポーツに関わる関係者が、それぞれの立場を理解し、互いに協働・連携しながら、障害者スポーツの振興に取り組むことが求められる。

(参考)

障害者スポーツ振興方策に関する検討チームについて

○ 構成員

座 長	高橋文部科学大臣政務官
事務局長	スポーツ庁審議官
	スポーツ庁政策課長
	スポーツ庁政策課企画調整室長
	スポーツ庁健康スポーツ課長
	スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長
	スポーツ庁競技スポーツ課長
	初等中等教育局特別支援教育課長

○ 開催実績

第1回（令和4年6月16日）

議題：（1）障害者スポーツ振興方策について
（2）検討チームの今後の進め方について

第2回（令和4年6月27日）

議題：関係団体ヒアリング①
日本スポーツ協会、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、
スペシャルオリンピックス日本、日本卓球協会、
日本オリンピック委員会、日本ボッチャ協会、
日本財団パラスポーツサポートセンター、ヒューリック、東京都

第3回（令和4年6月28日）

議題：関係団体ヒアリング②
日本トライアスロン連合、静岡県三島市、
日本障がい者サッカー連盟、日本パラスポーツ協会

視 察（令和4年7月15日）

東京都障害者総合スポーツセンター

第4回（令和4年7月26日）

議題：障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（案）について